

民事再生の伝家の宝刀-管理命令で経営陣が経営権を失う時-

宮本 聡
So Miyamoto

PROFILEはこちら

1 はじめに

民事再生は、管財人が選任されず、監督委員の監督の下、それまでの経営陣が経営権を維持しつつ事業再建にあたる、DIP型を基本とする手続です。実際にも大多数の民事再生案件はDIP型で手続が進められており、この点は、管財人が経営陣に代わって財産を管理・処分する管理型を基本とする破産や会社更生と異なる、民事再生の特色といえます。

しかしながら、近時の民事再生案件、例えば、株式会社レナウン(令和2年5月申立て/東京地裁)、学校法人明浄学院(令和2年3月申立て/大阪地裁)、別稿でご紹介している東京高決令和2年2月14日(金法2141号68頁)の事案(令和元年8月申立て/東京地裁)等において、管財人が選任される事例(管理型民事再生)が見られます。

過去を振り返ってみると、かつて、東京地裁では管理型民事再生は見られませんでした。この10年ほどで見られるようになってきました。

そこで、本稿では、DIP型を基本とする民事再生において「伝家の宝刀」ともいわれる管理命令が発令されるのはどのような場合か、実務の運用にも触れつつご紹介します。

2 管財人が選任される場合

民事再生は、裁判所から選任された監督委員による監督の下、債務者が公平誠実義務を負いつつ、業務遂行権及び財産管理処分権を維持しながら手続を遂行する、DIP型を原則としています(法38条1項及び2項)。

しかしながら、監督命令のみでは民事再生手続の公正さを

十分に確保できない例外的な場合があります。そこで、法は、一定の場合、裁判所が管財人による管理を命じること(管理命令)ができています(法64条1項)。管理命令により選任された管財人は、再生債務者の事業経営権及び財産管理処分権を持ち(法66条)、管財人自ら再生債務者の事業再建にあたることになり、従前の経営陣は経営権を失うことになります。

管理命令は、条文上、①財産の管理又は処分が失当であるとき、あるいは②その他再生債務者の事業の再生のために特に必要があると認めるときに、(債権者や監督委員等の)利害関係人の申立てにより又は裁判所の職権で発令されます(法64条1項)。以下、具体的にどのような場合に発令されるのか、見ていきます。

(1) 「財産の管理又は処分が失当であるとき」

条文上は、「財産の管理又は処分が失当であるとき」とされていますが、民事再生手続が必要な法人の経営者には、過去の財産の管理処分が失当であったと認められることが少なくありません。そのため、単に「失当」であることをもって管理命令が認められるとすると、DIP型を原則とする民事再生の趣旨に反すると考えられます。そこで、「財産の管理又は処分の失当が**重大なものであるときに**」限定して管理命令の要件を満たすと解釈されています¹。かかる解釈のもと、具体的に管理命令の発令が想定される事例としては次のようなものが考えられます。

① 特別背任や重大な粉飾決算など経営者による会社

1: 園尾隆司=小林秀之編「条解民事再生法」(高田賢治)337頁(2013年、3版、弘文堂)

の業務遂行に重大な問題がある事案

- ② プレパッケージ型の民事再生で、スポンサーとの間に債務者会社の代表者を譲渡先となるスポンサー会社の役員に迎えるとの密約があることが判明するなど譲渡対価の決定過程に疑念がある事案

(2) 「その他再生債務者の事業の再生のために特に必要があると認めるとき」

具体的には、再生債務者の経営者が管理命令の発令を希望する場合、放漫経営の継続又は経営能力の不足のために再生債権者の多数が経営者の交代を希望している場合、取締役等が重大な職務上の不正行為をした場合等が考えられます。また、役員間で経営権を巡る争い等があり事業継続に支障が生じているような場合もかかる要件を満たしうると考えられます(特に、株式会社以外の法人(医療法人や学校法人等)は、会社更生を活用できないため、管理型民事再生を活用する場面がより生じうると考えられます)。

なお、管理命令の発令は、管理命令により再生債務者の事業の再生を図ることができる場合に限られ、再生の見込みがない場合には民事再生手続の廃止が検討されることとなります。

3 実務の運用

(1) 大阪地裁

やや古いデータですが、平成12年4月から24年6月までの大阪地裁の通常再生873件のうち事業再建を目的として管理

命令が発令された事例の割合は5.7%との報告があります²。

大阪地裁では、民事再生法施行当初から、民事再生の遂行を再生債務者自身に委ねることが相当でないと認められる場合に管理命令を発令してきています。裁判所は、管理命令の発令に際し、再生債務者代理人あるいは主要債権者の意見聴取を行い、監督委員の報告書等で一定の事実確認をしたうえで監督委員の管理命令相当の意見を得るなど、手続的に慎重な取り扱いをしているとされています³。

(2) 東京地裁

東京地裁では、かつて、DIP型を基本とする民事再生において管理命令が発令されると、債務者が管理命令を恐れて民事再生の利用を躊躇するのではないかと、この考え方もと、平成21年までは(1件を除き)管理命令を発令した事例がない状況でした。このような点で、東京地裁と大阪地裁では管理命令の発令に関する運用に違いがありました。

しかしながら、東京地裁は、平成22年1月より、このような運用を改め、再生債務者の財産管理に大きな問題があり、DIP型で手続を進めることが極めて困難な場合には管理命令を発令することとしました。実際、平成22年1月から平成24年10月までに東京地裁の9件の事例で管理命令が発令されたとの報告があります⁴。また、直近でも、令和元年の東京地裁の再生事件67件のうち4件(約6%)で管理命令が発令されたとの報告があります⁵。

東京地裁では、管理型(管理命令)が相当である旨の監督委員の意見を得た上で、再生債務者も審尋(法64条3項本文)等を通じて管理型を執ることに事実上の同意を表明した

2:小野憲一ほか「大阪地裁倒産事件における現況と課題」(判例タイムズ1381号37頁)

3:中井康之「管理命令の現状と課題」事業再生研究機構編『民事再生の実務と理論』12頁(2010年、商事法務)、中本敏嗣「民事再生事件処理における裁判所の関与の在り方」『現代民事法の実務と理論』(2013年、きんざい)

4:鹿子木康「再生事件における適正な手続進行を確保するための工夫」伊藤眞ほか編『時代をリードする再生論』151頁(2013年、商事法務)

5:縣俊介「管理型の民事再生」事業再生と債権管理169号94頁

場合に限り、管理命令を発令する扱いとしており、平成30年6月時点では、再生債務者が反対しているにもかかわらず管理命令を発令した事例はなく、手続的に慎重な取り扱いをしているとされています⁶。

そのため、現状においては、管理命令の発令について、東京地裁と大阪地裁の運用に大きな違いはない、といえます。

4 まとめ

上記のとおり、DIP型を基本とする民事再生において、東京

地裁・大阪地裁では、例外的な場合に慎重な手続のもと管理命令を発令する(伝家の宝刀が抜かれる)実務運用が取られています。

このような運用は、真に必要な場合に伝家の宝刀が抜かれていることを示しているにすぎず、民事再生の基本がDIP型であるという原則を変更するものではありません。その意味で、管理命令に関する現在の実務運用は、DIP型を基本とする民事再生の適正な運用を担保する一つのツールとして位置付けるのが適切であると考えられます。

6: 館内比佐志ほか編「民事再生の運用指針」35頁(2018年、きんざい)

具体的な事案に関するお問い合わせはこちら



【事業再生・倒産に関する問い合わせフォーム】